

夢を実現する第一歩のために…

ミツヒロニュース 2012年3月号



税理士事務所は、個人の確定申告業務で繁忙期を迎えています。今年は東日本大震災の義援金等による寄付金控除の確認作業に時間を要していますが、昨年からはe-Taxを本格的に導入したので、各税務署への申告が効率的になりました。今後、共通番号制度が導入されると、登録番号での資料収集が可能となり、更に効率が高まるかもしれません。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◆ 相続税調査の実態
～相続税の簡易計算をしてみませんか～
- ◆ 労働者名簿、
賃金台帳等の保存期間
- ◆ あとがき
暗中模索の船中八策

相続税調査の実態

～相続税の簡易計算をしてみませんか～

1. 22 事務年度の相続税調査実績

昨年末に相続税調査の平成 22 年度（平成 22 年 7 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日）までの実績について発表されました。国税庁の 22 事務年度の相続税調査実績について、今年度の相続税調査を見てみると、調査件数は 1 万 3668 件（対前事務年度 1 万 3863 件 比 **1.4%減**）、このうち、1 万 1276 件（前事務年度 1 万 1748 件）で申告漏れが指摘されており、**申告漏れ割合は 82.5%（前年度 84.7%）**にも上ります。**申告漏れ課税価格は 3994 億円（前事務年度 3995 億円）**となっています。

申告漏れ相続財産の金額の内訳については、現金・預貯金などが 1332 億円で前事務年度の 1319 億円と同様、有価証券が 631 億円（前事務年度 809 億円）、土地が 719 億円（前事務年度 631 億円）その他の相続財産（事業用動産、生命保険、書画骨董など）が 1175 億円（前事務年度 1187 億円）となっています。

また、同 22 年度の追徴税額は、全体で 797 億円（前事務年度 856 億円）。相続税申告において事実を偽装・隠ぺいしていた場合に、過少申告加算税や無申告加算税に代えて課される重加算税の賦課件数は 1897 件（前事務年度 1970 件）、賦課割合は 16.8%（前事務年度 16.8%）でした。

相続税申告の実績については、今年度は発表されていませんが、平成 21 年の死亡者数 1,141,865 人、申告書提出者は 46,439 人となっており、平均 4.1%となっています。

中国地方では、平成 21 年に死亡した人が 78,425 人、そのうち申告書を提出した人は 2,412 人となっており、平均 3.1%となっています。申告書を提出した人の各県別の人数は次頁の通り（表 1）となっています。

（次ページへ続く）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

【表 1 : 被相続人数の推移】

(単位:人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
広島県			
東	71	92	89
南	65	74	57
西	121	107	142
北	143	156	159
呉	66	68	63
福山	145	171	163
西条	50	56	54
廿日市	100	106	103
海田	89	73	86
その他	181	172	149
計	1,031	1,075	1,065
岡山県	597	595	606
山口県	447	415	429
島根県	166	164	158
鳥取県	159	131	154
合計	2,400	2,380	2,412

やはり、瀬戸内海に面した地域からの申告が多くなっていますし、各税務署ごとの数字をみても、広島県が1,065人となっており全体の約44%を占めています。

相続税の調査の状況をみると、平成22年7月から平成23年6月までに調査がおこなわれたのが776件となっています。内、595件から申告漏れが発見されています。

財産別の申告件数をみると下記の通り（表2）となっており、相続財産1億円以下の申告件数が608件となっており全体の25%を占めています。基礎控除の額が60%に減額される予定ですが、相続財産1億円以下での申告が大幅に増加すると思います。

【表 2 : 相続財産価格階級別状況】

(単位:人(％))

	平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年	
1 億円以下	565	(23.5)	626	(26.3)	608	(25.2)
1 億円超	1,281	(53.4)	1,226	(51.5)	1,268	(52.6)
2 億円超	333	(13.9)	292	(12.3)	332	(13.8)
3 億円超	153	(6.4)	168	(7.1)	149	(6.2)
5 億円超	40	(1.7)	34	(1.4)	34	(1.4)
7 億円超	19	(0.8)	17	(0.7)	12	(0.5)
10 億円超	8	(0.3)	13	(0.5)	9	(0.4)
20 億円超	1	(0.0)	1	(0.0)	—	(0.0)
30 億円超	—	(0.0)	1	(0.0)	—	(0.0)
50 億円超	—	(0.0)	1	(0.0)	—	(0.0)
70 億円超	—	(0.0)	—	(0.0)	—	(0.0)
100 億円超	—	(0.0)	1	(0.0)	—	(0.0)
	2,400	(100.0)	2,380	(100.0)	2,412	(100.0)

2. 相続税の改正

平成23年度の税制改正大綱に記載してあった相続税法の改正は、実現せず、昨年末の社会保障と税の一体改革の中で、平成27年1月1日以降の相続税から改正が検討されています。

その内容は、

(1) 相続税基礎控除の改正

	現 行	改正後
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人（一人あたり）	1,000 万円	600 万円

(次ページへ続く)

(2) 相続税の税率の改正

現 行			改正後		
各法定相続人の課税価格	税率	速算控除額	各法定相続人の課税価格	税率	速算控除額
1,000 万円以下	10%	—	1,000 万円以下	10%	—
1,000 万円超～3,000 万円以下	15%	50 万円	1,000 万円超～3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超～5,000 万円以下	20%	200 万円	3,000 万円超～5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超～1 億円以下	30%	700 万円	5,000 万円超～1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超～3 億円以下	40%	1,700 万円	1 億円超～2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円	2 億円超～3 億円以下	45%	2,700 万円
			3 億円超～6 億円以下	50%	4,200 万円
			6 億円超	55%	7,200 万円

(3) 生命保険の非課税枠の改正

現 行	改正後
500 万円×法定相続人の数	500 万円×以下に該当する法定相続人の数 ①未成年者 ②障害者 ③相続開始直前に被相続人と生計を一(※)にしていた者

《平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈から適用》

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

尚、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

3. 相続税の試算

改正前後の相続税額の比較

(1) 相続人は配偶者と子供 2 人

(単位：万円)

相続財産	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	15,000	20,000
相続税額(改正前)	0	0	0	0	50	100	463	950
相続税額(改正後)	10	60	113	175	240	315	747.5	1,350
差額	10	60	113	175	190	215	284.5	400

(2) 相続人は子供 2 人

(単位：万円)

相続財産	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	15,000	20,000
相続税額(改正前)	0	0	0	100	200	350	1,200	2,500
相続税額(改正後)	80	180	320	470	620	770	1,840	3,340
差額	80	180	320	370	420	420	640	840

4. 一度、試算してみませんか

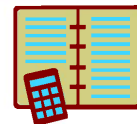
正式に相続税の評価をしようと思うと相当の時間と費用がかかりますが、簡易シミュレーションで所有財産についての概算評価と相続税の試算をすることができます。

シミュレーションの際に必要な資料は下記の通りです。

- ①固定資産税の評価明細
- ②有価証券の時価総額
- ③預貯金の金額(おおよその総額)
- ④債務の金額
- ⑤家族の状況(相続人の分かるもの)

当事務所では、これらの資料を準備して頂ければ、簡易な相続税額を改正前改正後で相続税がどの様に変わってくるかを無料で試算します。
ぜひ一度、試算されてはいかがでしょうか。

労働者名簿、賃金台帳等の保存期間



新年度を迎えるにあたり、様々な書類が収められたファイルを整理する職場も多いのではないかと思います。その際、退職した従業員の労働者名簿や過去のタイムカードなどをいつまで保存しておく必要があるのか、判断に困ることがあります。こうした人事労務管理に関する書類については、それぞれ適用される法令により一定期間保存することが義務づけられています。そこで今回は、その保存期間を確認しておきましょう。主な書類の保存期間については、下表のとおりとなります。

【法定書類等の保存期間】

書類の種類		保存期間	起算日
■労働基準法			
労働者名簿	3 年間	退職等の日	
雇入れまたは退職・解雇に関する書類（例：雇用契約書、退職届）		退職等の日	
賃金台帳		最後の記入日	
賃金に関する書類		完結の日	
労働時間の記録に関する書類（例：出勤簿、タイムカード、残業申請書）		完結の日	
労働基準法の規定に基づく労使協定等（例：時間外・休日労働に関する協定届）		完結の日（協定の有効期間の満了日）	
各種許認可書（例：解雇予告除外認定申請書）		完結の日	
災害補償に関する書類		災害補償の終了の日	
■労働安全衛生法			
一般健康診断個人票	5 年間	作成日	
安全衛生委員会等の議事録	3 年間	作成日	
■労働保険			
雇用保険の被保険者に関する書類	4 年間	完結の日（退職日等の日）	
その他雇用保険に関する書類	2 年間	完結の日（退職日等の日）	
労災保険に関する書類	3 年間	完結の日	
労働保険料の徴収・納付に関する書類	3 年間	完結の日（納付日等）	
■社会保険			
健康保険・厚生年金保険に関する書類	2 年間	完結の日	
■労働者派遣法			
派遣元管理台帳	3 年間	作成日	
派遣先管理台帳		作成日	

これらの書類には個人のプライバシーに関わる情報が数多く含まれているため、廃棄の際にはそれが不用意に流出しないように注意することが求められます。

参考文献 ・ 国税庁資料 ・ マイコモン

あとがき

和田です。震災から約一年がたち、復興も景気も政治も停滞感が漂っている現在、この停滞感を打破できる起爆剤が必要な気がします。その起爆剤として期待できそうなのが 橋下徹 大阪市長です。先日発表された大阪維新の会の船中八策、物議を醸し出していますが、耳障りのいいことばかりを公約に掲げていた既存政党より増しな気がします。ただ、気をつけなければいけないのは自戒の意味も含めて、民主党が政権を取ったときのように漠然とした期待に基づく判断ではなく、一人ひとりが各政党の公約や実現可能性などを斟酌することにより新たな政権が誕生することを切に願います。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

